

中小企業の振興と人材の育成等に関する県民会議について

中小企業、関係団体、県民等の幅広い意見を施策に反映するため、新たに学識経験者や県民代表なども含めた「中小企業の振興と人材の育成等に関する県民会議」を設置する。

1 設置根拠

中小企業の振興と人材の育成等に関する基本条例（第17条、第18条）

2 会議の目的

中小企業振興施策等の総合的かつ計画的な推進のための重要事項について調査審議する。

3 開催時期

年2回（春、秋）開催予定

4 委員

- ・委員数 25名以内
- ・任期 2年

[参 考] 関連規定

富山県中小企業の振興と人材の育成等に関する基本条例（抄）

（富山県中小企業の振興と人材の育成等に関する県民会議）

第17条 中小企業の振興等に関する施策の総合的かつ計画的な推進のための重要事項について調査審議するため、富山県中小企業の振興と人材の育成等に関する県民会議（次条第1項及び第3項において「県民会議」という。）を置く。

第18条 県民会議は、会長及び委員25人以内で組織する。

- 2 会長は、知事をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、県民会議を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、中小企業の振興等に関し識見を有する者のうちから知事が任命する。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

富山県中小企業の振興と人材の育成等に関する県民会議の構成

22名

経済団体	富山県商工会議所連合会	会長	犬島 伸一郎
	富山県商工会連合会	会長	石澤 義文
	富山県中小企業団体中央会	会長	黒田 輝夫
	(一社) 富山県経営者協会	会長	稲垣 晴彦
	富山商工会議所女性会	会長	梅田 ひろ美
	高岡商工会議所女性会	会長	江幡 和代
	日本労働組合総連合会富山県連合会	会長	森本 富志雄
金融機関	(一社) 富山県銀行協会	会長	高木 繁雄
	(株)日本政策金融公庫	富山支店長	西山 繁
	富山県信用保証協会	会長	齋田 道男
教育機関	富山県大学連携協議会	会長	米田 政明
	富山県高等学校長協会	会長	加藤 一郎
	北陸職業能力開発大学校	校長	池野 進
行政機関	中部経済産業局	局長	紀村 英俊
	富山労働局	局長	半田 和彦
	北陸財務局富山財務事務所	所長	阿部 修二
	富山県 (会長)	知事	石井 隆一
	富山県市長会	会長	森 雅志
	富山県町村会	会長	伊東 尚志
有識者	富山大学	学長	遠藤 俊郎
	富山国際大学	学長	中島 恭一
県民	富山県消費者協会	会長	塩原 紘栄